

9月9日（月）

令和元年9月9日（月曜日）

午前10時0分開会

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高川
政策調査課長	日高民治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和元年9月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に先立ち、一言申し上げます。

先日の佐賀県を中心とした豪雨による災害で、4名の方がとうとい命を落とされるなど、多くの方々が被害に遭われました。この災害により亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名議員に、佐藤雅洋議員、田口雄二議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 次に、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る9月2日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集されました、令和元年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計25件、その内訳は、補正予算2件、条例10件、予算・条例以外13件であります。このほか6件の報告があります。また、決算議案などが

追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月15日までの37日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月12日から2日間の日程で代表質問、17日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。9月20日から3日間の日程で、各常任委員会を開催し、30日の本会議で、付託されました議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案を上程し、10月3日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月3日から10日までの間に開催し、10月15日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたし

ます。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月15日までの37日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第25号まで上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第25号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和元年9月定例会議会の開会に当たりまして、まず、お見舞いを申し上げます。

8月27日から九州北部に降った大雨により、佐賀県を中心に浸水等の大きな被害が発生しております。お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

本県としましては、国や九州地方知事会と連携して、支援に努めるとともに、さらなる防災・減災、国土強靱化対策に努めてまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、4点御報告をさせていただきます。

1点目は、「2019 I S Aワールドサーフィンゲームス」の開催等についてであります。

「2019 I S Aワールドサーフィンゲームス」が、一昨日、9月7日に宮崎市木崎浜海岸において開幕し、15日まで開催されます。本大会は、東京オリンピックで正式種目となったサーフィン競技の出場選手選考大会の一つとなっておりまして、オリンピック本大会以上に多くの世界のトッププロサーファーが参加する、国際的に注目度の高い大会であります。

また、あすからは、本県でラグビーワールドカップに向けたラグビーイングランド代表チームの合宿も実施されます。

6月から7月にかけて行われたラグビー日本代表の合宿に続き、8月には東京オリンピック・パラリンピックに向けたカナダとイギリスのトライアスロン・パラトライアスロンチームの合宿も行われるなど、本県のスポーツ環境が世界からも評価されていること、また、「スポーツランドみやざき」の取り組みが一段上のステージに進んでいることを実感しているところでありまして、こうした動きを本県のさらなる発展に結びつけてまいります。

2点目は、ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典への参加等についてであります。

先月25日、ブラジル・サンパウロ市におきまして、ブラジル全土から本県出身者やその家族など約270名が参加し、「ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典」が盛大に開催され、私も、山下副議長を初め、県内の関係者の方々とともに参加し、節目となる70周年をお祝いしたところであります。

また、隣国アルゼンチンも訪問し、創立55周年を迎えるアルゼンチン宮崎県人会との交流会を開催いたしました。両国での心温まる歓迎と現地県人会の皆様のふるさと宮崎に対する熱い思いに接し、大いに感銘を受けたところであり

ます。

さらに、南米訪問にあわせまして、県産品の重要市場であるアメリカにおいて、宮崎牛や宮崎県産キャビアの輸出拡大に向け、パートナー企業を訪問するなど、トップセールスを行ってまいりました。

今回の訪問を契機に、現地県人会を初め世界各国で活躍されている本県出身の皆様と本県とのきずなをより強固なものにするとともに、今後の県産品の輸出拡大に取り組んでまいります。

3点目は、高速道路の整備についてであります。

先月7日に国土交通省から、九州中央自動車道高千穂日之影道路日之影深角インターチェンジ―平底交差点間の2.3キロメートルが、令和3年内に開通する見通しであると発表されました。

また、東九州自動車道において、県内3カ所目のスマートインターチェンジとなる「国富スマートインターチェンジ」が10月6日に開通する運びとなったところであります。

御支援いただきました県議会の皆様を初め、御尽力をいただきました国土交通省や関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

4点目は、一ツ葉有料道路についてであります。

物流や観光面に加え、災害時に重要な役割を果たす一ツ葉有料道路につきましては、料金徴収期間を令和2年2月までとし、その後は無料開放することとしておりました。

しかしながら、南海トラフ地震の発生が懸念される中、昨年2月にはその発生確率が高まる

という評価がなされ、また、9月には国から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施する方針が示されたところであります。このことから、一ツ葉有料道路の耐震対策等をどのように進めていくのか、一旦立ちどまって、改めて検討を行うこととしたところであり、県議会や有識者会議の御意見も伺いながら、有料継続の可能性も含め、慎重に検討を進めてまいりました。

「予定どおりの無料化を望む」との御意見もある一方で、有識者会議では、「一ツ葉有料道路は重要な道路で、耐震対策は早期に実施すべきである。このため、対策がおくれることのないよう有料継続もやむなし」との意見が取りまとめられたところであります。

私といたしましては、さまざまな要素を総合的に勘案し、熟慮した結果、県民の生命、安全・安心な暮らしを守る観点から、災害発生時の救急・医療や支援物資の輸送等を担う大変重要な道路である一ツ葉有料道路については、早期に橋梁部の耐震対策や津波発生時の避難誘導に関する事業を実施することが重要であり、これらの財源を確保するためには、料金徴収を継続する必要があるとの判断に至ったところであります。

なお、料金につきましては、県民の皆様の負担を少しでも軽減するため、現在の通行料金を引き下げた上で、徴収期間を10年間延長したいと考えております。

このため、今議会に、一ツ葉有料道路の事業変更に係る議案を提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

今後とも、防災・減災、国土強靱化対策に全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計63億9,891万3,000円、公営企業会計1,198万9,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、6,115億8,685万円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億7,226万7,000円、繰入金1,150万円、繰越金61億7,049万3,000円、諸収入375万3,000円、県債4,090万円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について、御説明いたします。

まず、「佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業」につきましては、鉄道を利用する高齢者や障がいのある方々の移動の円滑化及び安全性を向上させるため、JR佐土原駅のバリアフリー化整備を支援するものであります。

次に、「マイナンバーカード普及促進事業」につきましては、制度の理解及び取得の促進を図るため、広報や普及啓発を実施するものであります。

次に、「被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析事業」につきましては、生活保護受給者の健康管理支援のため、医療に関する情報の調査分析を行うものであります。

次に、「五ヶ瀬中等教育学校生徒寮改修事業」につきましては、入学者選抜における募集定員を男女同数とすることに伴い、寮の改修を行うための設計を行うものであります。

主な事業についての説明は以上であります。これらの事業のほか、平成30年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積み立てを

行うこととしております。

最後に、債務負担行為の設定についてですが、「漁海況変動等対策資金利子補給事業」につきましては、不漁の影響を受けた漁業者の経営の維持安定を図るため、運転資金に対する利子補給制度を創設し、債務負担行為を設定するものであります。

また、「宮崎県道路公社が一ツ葉有料道路の事業計画を変更することに対する債務保証」につきましては、先ほど御説明いたしました事業計画の変更に当たり、料金徴収期間満了時に同公社に残存する債務額を保証するために、債務負担行為を設定するものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、エネルギー消費性能向上計画の認定において、複数建築物の連携によるものも対象となることに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」は、消費税率の引き上げに伴い、国土交通大臣が定める発電用流水占用料の上限額が引き上げられることから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「都市公園条例の一部を改正する条例」は、宮崎県総合運動公園に新たなトレーニング場を設置することに伴い、名称及び使用料を定めるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号から議案第9号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等

を定める条例等を制定するものであります。

議案第10号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、人事院規則の改正に伴い、身辺警護等作業手当の護衛対象者の適用範囲を拡大するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第11号「宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例」は、健康増進法の一部改正により、受動喫煙の定義が変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県立都城きりしま支援学校小林校の本校化に伴い、現校名を廃止し、新しい校名を定めるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第13号から議案第15号につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号小春工区(仮称)小春2号トンネル工事及び同事業における主要地方道高鍋高岡線本庄橋工区本庄橋上部工工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第16号は、防災拠点庁舎における移動書庫の取得について、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第17号は、先ほども触れましたが、宮崎県道路公社が行う一ツ葉有料道路の事業内容の一部変更に係る同意について、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第18号は、教育委員会委員高木かおる氏が、令和元年10月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく高木か

おる氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第19号から議案第25号につきましては、土地利用審査会委員7名が令和元年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち議案第20号は、山口英之氏の後任委員として、上村芳朗氏を、議案第21号は、蒲生芳子氏の後任委員として、細山田三保子氏を、また議案第19号ほか4議案につきましては、町元真也氏ほか4名の後任委員として、同じく、町元真也氏ほか4名をそれぞれ任命いたしたく、国土利用計画法第39条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす10日から11日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時19分散会